

居住サポート住宅等の供給促進に向けた調査・検討事業
を実施する者の公募について

令和7年 3月 11日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

※本業務は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに業務を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

居住サポート住宅等の供給促進に向けた調査・検討事業

(2) 事業目的

昨年6月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）が改正され、居住支援法人等による安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う賃貸住宅（以下、「居住サポート住宅」という。）を認定する制度が創設されたところである。当該制度の施行に向け、居住サポート住宅の認定等と制度活用を推進するため、賃貸人や入居希望者等が物件情報の申請や検索、閲覧等を円滑に行えるよう環境整備を行うとともに、地方公共団体が居住サポート住宅を審査・認定する場合に円滑に判断を行うことができるような情報の提供、環境整備を行うことが重要である。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）についても、居住サポート住宅における検討内容を活用し、適切な情報提供を行うための更なる環境整備を行うことが重要である。

本事業は、居住サポート住宅及びセーフティネット住宅（以下、「居住サポート住宅等」という。）について、賃貸人や入居希望者等が居住サポート住宅等に係る物件情報を容易に申請・検索・閲覧等を行うことができる環境を整備するため、また、地方公共団体が居住サポート住宅等を審査する場合に円滑に判断を行うことができるような情報の提供、環境整備のため、セーフティネット住宅の事例等も踏まえ、調査検討を行うものである。

(3) 事業内容

- 1) 居住サポート住宅等に係る物件情報の提供についての新たな環境構築に係る調査検討

- 2) 地方公共団体が居住サポート住宅等を審査する場合に円滑に判断を行うことができるような情報の提供、環境整備のための調査検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- 1) 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 企画計画係
- 2) 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- 3) 電 話 03-5253-8111 (内線 39-334、39-335)
- 4) 電子メール hqt-jubi.kikaku@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 令和7年3月11日(火)から令和7年3月25日(火)まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- 1) 期限 令和7年3月25日(火) 18時00分まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 電送(電子メール)

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

- ・データ形式はPDFとする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。